

令和7年3月21日

特定商取引法違反の訪問販売業者3社に対する業務停止命令 (12か月又は6か月)及び指示並びに当該事業者の代表者3 名に対する業務禁止命令(12か月又は6か月)について

- 消費者庁は、主に浄水器やその交換用カートリッジの販売、自然冷媒(CO₂)ヒートポンプ給湯機¹の保守に係る役務の提供などを連携共同して行う訪問販売業者である株式会社E-Cube(本店所在地:愛知県名古屋市)(以下「E-Cube」といいます。)、株式会社新成和サポート(本店所在地:東京都新宿区)(以下「新成和サポート」といいます。)及び株式会社AP COMPANY(本店所在地:東京都新宿区)(以下「AP COMPANY」といいます。)に対し、令和7年3月18日、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第8条第1項の規定に基づき、E-Cube及び新成和サポートにつき、令和7年3月19日から同年9月18日までの6か月間、AP COMPANYにつき、令和7年3月19日から令和8年3月18日までの12か月間、訪問販売に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。
- あわせて、消費者庁は、E-Cube、新成和サポート及びAP COMPANYに対し、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じることなどを指示しました。
- また、消費者庁は、E-Cubeの代表清算人である東 俊幸(ひがしとしゆき)及び新成和サポートの代表清算人である小笠原 貴範(おがさはら たかのり)に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和7年3月19日から同年9月18日までの6か月間、AP COMPANYの代表取締役である高島 新一(たかしま しんいち)に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和7年3月19日から令和8年3月18日までの12か月間、前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する

¹ いわゆるエコキュートのこと

役員となることを含みます。)の禁止を命じました。

1 処分対象事業者

(注) 各処分対象事業者については、同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

(1) 株式会社E-Cube

ア 名 称：株式会社E-Cube

(法人番号：6011601022491)

イ 本店所在地：愛知県名古屋市中区丸の内三丁目7番26号

ウ 代表者：代表清算人 東 俊幸 (ひがし としゆき)

エ 設 立：平成30年4月6日

オ 資 本 金：300万円

カ 取引類型：訪問販売

キ 取扱役務：自然冷媒(CO₂)ヒートポンプ給湯機の保守サービス等

(2) 株式会社新成和サポート

ア 名 称：株式会社新成和サポート

(法人番号：4011601023533)

イ 本店所在地：東京都新宿区新宿五丁目11番30号

ウ 代表者：代表清算人 小笠原 貴範 (おがさはら たかのり)

エ 設 立：令和元年7月18日

オ 資 本 金：300万円

カ 取引類型：訪問販売

キ 取扱商品：浄水器及びその交換用カートリッジの販売等

(3) 株式会社AP COMPANY

ア 名 称：株式会社AP COMPANY

(法人番号：5120001133600)

イ 本店所在地：東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

ウ 代表者：代表取締役 高島 新一 (たかしま しんいち)

エ 設 立：平成20年9月17日

オ 資 本 金：300万円

カ 取引類型：訪問販売

キ 取扱商品及び役務：上記(1)キ及び(2)キと同じ

2 特定商取引法に違反する行為

- (1) 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項第5号）
 - (2) 売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘する行為（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく特定商取引法施行規則第7条第1号²）
- 3 消費者庁が認定した行政処分の詳細は以下の各別紙のとおりです。
- 別紙 1：E-Cubeに対する行政処分の概要
 - 別紙 2：新成和サポートに対する行政処分の概要
 - 別紙 3：AP COMPANYに対する行政処分の概要
 - 別紙 4：東 俊幸に対する行政処分の概要
 - 別紙 5：小笠原 貴範に対する行政処分の概要
 - 別紙 6：高島 新一に対する行政処分の概要

² 特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和5年2月1日内閣府、経済産業省令第2号）による改正後は第18条第1号。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社E-Cubeに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社E-Cube（以下「E-Cube」という。）は、株式会社AP COMPANY（以下「AP COMPANY」という。）と連携共同して、消費者宅等の営業所等以外の場所において、E-Cubeが契約当事者となる自然冷媒（CO₂）ヒートポンプ給湯機の保守に係る役務（以下「本件役務」という。）を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）を締結して本件役務を提供していることから、このようなE-Cubeが連携共同して行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

E-Cubeは、令和7年3月19日から同年9月18日までの間、訪問販売に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

ア E-Cubeが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ E-Cubeが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ E-Cubeが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

ア E-Cubeは、AP COMPANYと連携共同して、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務提供契約の解除に関する事項につき不実のこと告げる行為をした。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、E-Cubeは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）を講じ、これをE-Cubeの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ E-Cubeは、AP COMPANYと連携共同して行う訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和2年1月1日か

ら令和7年3月18日までの間にE-Cubeとの間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、E-Cubeに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨の公表資料を添付して、令和7年4月18日までに書面により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足りる証拠及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和7年4月1日までに、契約の相手方に発送する予定の通知書面の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

（ア）前記（1）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）E-Cubeが、公表資料のとおり、AP COMPANYと連携共同して、特定商取引法第6条第1項に違反する同項第5号に掲げる役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

E-Cubeは、以下のとおり、AP COMPANYと連携共同して、特定商取引法の規定に違反する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

○ 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項第5号）

E-Cubeは、令和2年、AP COMPANYと連携共同して、営業所等以外の場所である消費者宅において、E-Cubeが契約当事者となる本件役務提供契約を締結した。その後、消費者の相談を受けてE-Cubeに対し本件役務提供契約の中途解約について応じるよう求めた消費生活センターの相談員に対し、実際には、本件役務提供契約は民法（明治29年法律第89号）に規定される準委任契約に該当し、本件役務提供契約はいつでも解除することができるものであるにもかかわらず、「準委任ではないので中途解約できない」などと言い、当該相談員をして、かかる一連の発言を

消費者に伝えさせ、あたかも本件役務提供契約は中途解約できないかのように告げた。

5 事例

【事例1】（役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為）

令和2年、E-Cubeの従業員Xは、消費者A宅を訪問し、消費者Aに対し、本件役務提供契約について勧誘を行い、同日、消費者AはE-Cubeとの間で本件役務提供契約を締結した。消費者AがE-Cubeとの間で本件役務提供契約を締結した後、従業員Xは、消費者Aの相談を受けてE-Cubeに対し本件役務提供契約の中途解約に応じるよう求めた消費生活センターの相談員に対し、実際には、本件役務提供契約は民法（明治29年法律第89号）に規定される準委任契約に該当し、本件役務提供契約はいつでも解除することができるものであるにもかかわらず、「準委任ではないので中途解約できない」などと言い、当該相談員をして、かかる一連の発言を消費者Aに伝えさせ、あたかも本件役務提供契約は中途解約できないかのように告げた。

株式会社新成和サポートに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社新成和サポート（以下「新成和サポート」という。）は、株式会社AP COMPANY（以下「AP COMPANY」という。）と連携共同して、消費者宅等の営業所等以外の場所において、新成和サポートが契約当事者となる浄水器及びその交換用カートリッジ（以下「本件商品」という。）の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結して本件商品の販売をしていることから、このような新成和サポートが連携共同して行う本件商品の売買契約は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

新成和サポートは、令和7年3月19日から同年9月18日までの間、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

ア 新成和サポートが行う訪問販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 新成和サポートが行う訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 新成和サポートが行う訪問販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

新成和サポートは、AP COMPANYと連携共同して、特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和4年内閣府・経済産業省令第1号）による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「旧施行規則」という。）第7条第1号の規定に該当する訪問販売に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせる仕方で勧誘をする行為をした。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、新成和サポートは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、法

令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じ、これを新成和サポートの役員及び従業員に、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項

4 処分の原因となる事実

新成和サポートは、以下のとおり、AP COMPANY と連携共同して、特定商取引法の規定に違反する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

- 売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘する行為（特定商取引法第 7 条第 1 項第 5 号の規定に基づく旧施行規則第 7 条第 1 号）

新成和サポートは、令和 4 年 9 月から同年 11 月までの間、AP COMPANY と連携共同して、営業所等以外の場所である消費者宅において、新成和サポートが契約当事者となる本件売買契約を締結したとき、「いきりません」、「お金がかかることはもういいです」、「契約しません」などと本件売買契約を締結しない旨の意思を繰り返し表示した消費者に対し、「以前と同じようにクレジットを組めばいいじゃないですか」、「もう一回説明しますね」などと告げ、本件売買契約の締結について執拗に勧誘を継続するなど、訪問販売に係る本件売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をした。

5 事例

- 【事例 2】（売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘する行為）

令和 4 年 9 月から同年 11 月までの間、新成和サポートの従業員 Y は、消費者 B 宅を訪問し、消費者 B に対し、「これまでのものと違うタイプの浄水器があります」、「これ一つで家中の水をきれいにできるので付けたほうがいい」などと告げ、本件売買契約の締結についての勧誘を開始した。

その後、消費者 B が、従業員 Y に対し、「いきりません」、「お金がかかることはもういいです」、「契約しません」などと本件売買契約を締結しない旨の意思を繰り返し表示したにもかかわらず、従業員 Y は「以前と同じようにクレジットを組めばいいじゃないですか」、「もう一回説明しますね」などと告

げ、本件売買契約の締結について執拗に勧誘を継続するなど、訪問販売に係る本件売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をした。

株式会社AP COMPANYに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社AP COMPANY（以下「AP COMPANY」という。）は、株式会社E-Cube（以下「E-Cube」という。）と連携共同して、消費者宅等の営業所等以外の場所において、E-Cubeが契約当事者となる自然冷媒（CO₂）ヒートポンプ給湯機の保守に係る役務（以下「本件役務」という。）を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）を締結して本件役務を提供していることから、また、AP COMPANYは、株式会社新成和サポート（以下「新成和サポート」という。）と連携共同して、消費者宅等の営業所等以外の場所において、新成和サポートが契約当事者となる浄水器及びその交換用カートリッジ（以下「本件商品」という。）の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結して本件商品を販売していることから、このようなAP COMPANYが連携共同して行う本件商品の販売及び本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

AP COMPANYは、令和7年3月19日から令和8年3月18日までの間、訪問販売に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

ア AP COMPANYが行う訪問販売に関する売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ AP COMPANYが行う訪問販売に関する売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。

ウ AP COMPANYが行う訪問販売に関する売買契約及び役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

AP COMPANYは、E-Cubeと連携共同して、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される役務提供契約の解除に関する事項につき不実のこと告げる行為をし、また、新成和サポートと連携共同して、

特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和5年内閣府・経済産業省令第2号）による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「旧施行規則」という。）第7条第1号の規定に該当する訪問販売に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせる仕方で勧誘をする行為をした。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、AP COMPANYは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）を講じ、これをAP COMPANYの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

AP COMPANYは、以下のとおり、E-Cube又は新成和サポートと連携共同して、特定商取引法の規定に違反する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項第5号）

AP COMPANYは、令和2年、E-Cubeと連携共同して、営業所等以外の場所である消費者宅において、E-Cubeが契約当事者となる本件役務提供契約を締結した。その後、消費者の相談を受けてE-Cubeに対し本件役務提供契約の中途解約について応じるよう求めた消費生活センターの相談員に対し、実際には、本件役務提供契約は民法（明治29年法律第89号）に規定される準委任契約に該当し、本件役務提供契約はいつでも解除することができるものであるにもかかわらず、「準委任ではないので中途解約できない」などと言い、当該相談員をして、かかる一連の発言を消費者に伝えさせ、あたかも本件役務提供契約は中途解約できないかのよう

（2）売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘する行為（特定商取引法第7条第1項第5号の規定に基づく旧施行規則第7条第1号）

AP COMPANYは、令和4年9月から同年11月までの間、新成

和サポートと連携共同して、営業所等以外の場所である消費者宅において、新成和サポートが契約当事者となる本件売買契約を締結したとき、「いきません」、「お金がかかることはもういいです」、「契約しません」などと本件売買契約を締結しない旨の意思を繰り返し表示した消費者に対し、「以前と同じようにクレジットを組めばいいじゃないですか」、「もう一回説明しますね」などと告げ、本件売買契約の締結について執拗に勧誘を継続するなど、訪問販売に係る本件売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をした。

5 事例

別紙 1・5・事例 1 及び別紙 2・5・事例 2 記載のとおり

東 俊幸に対する行政処分の概要

1 名宛人

東 俊幸（以下「東」という。）

2 処分の内容

東が、令和7年3月19日から同年9月18日までの間、以下の（1）から（3）までの事項を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

- （1）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- （2）訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- （3）訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （1）別紙1のとおり、株式会社E-Cube（以下「E-Cube」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項に基づき、E-Cubeが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）東は、E-Cubeの代表取締役であった者であり、かつ、E-Cubeが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

小笠原 貴範に対する行政処分の概要

1 名宛人

小笠原 貴範 (以下「小笠原」という。)

2 処分の内容

小笠原が、令和7年3月19日から同年9月18日までの間、以下の(1)から(3)までの事項を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)となることを含む。)を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売(以下「訪問販売」という。)に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙2のとおり、株式会社新成和サポート(以下「新成和サポート」という。)に対し、特定商取引法第8条第1項に基づき、新成和サポートが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 小笠原は、新成和サポートの代表取締役であった者であり、かつ、新成和サポートが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

高島 新一に対する行政処分の概要

1 名宛人

高島 新一（以下「高島」という。）

2 処分の内容

高島が、令和7年3月19日から令和8年3月18日までの間、以下の(1)から(3)までの事項を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する売買契約及び役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙3のとおり、株式会社AP COMPANY（以下「AP COMPANY」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項に基づき、AP COMPANYが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 高島は、AP COMPANYの代表取締役であり、かつ、AP COMPANYが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。